

JaCER Briefing No.01(2025.3)

「スマート・ミックス」とは何か 第 13 回国連ビジネスと人権フォーラムを振り返って

2025 年 3 月 31 日

植田 晃博

ステークホルダー・エンゲージメント・マネージャー
(一社) ビジネスと人権対話救済機構

ポイント

- 「スマート・ミックス」は、国際関係論の「多中心型ガバナンス論」を基礎にしている。
- 人権 NGO は、企業に直接人権義務を課す試みに一度失敗している。今回のジュネーブ・フォーラムでは、その試みの再チャレンジという意味も。
- 自発か強制かという議論は、趣旨やコンテキストを踏まえて理解するべき。

2024 年 11 月 25 日から 27 日にジュネーブで開催された第 13 回国連ビジネスと人権フォーラム（以下、ジュネーブ・フォーラム）の主要テーマは、「企業活動における人権保護のための『スマート・ミックス』の実現」であった。スマート・ミックスは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（以下、指導原則）の第 3 段落の解説に登場する概念であり、「国家は、…企業の人権尊重を助長するため、国内的および国際的措置、強制的および自発的な措置を上手に組み合わせること（a smart mix of measures）を考えるべきである」とされている。

ジュネーブ・フォーラムにおいて、スマート・ミックスのあり方に関する議論では、企業による自発的な措置がうまく機能せず、強制的な措置が必要であるという意見が目立った。この論調には多くの人権 NGO が賛同する一方で、その行き過ぎに懸念を示す声もあり、様々な反響が見られた。この点については、当機構やグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（以下、GCNJ）などが主催したジュネーブ・フォーラム報告会でも触れられた。

しかし、筆者の知る限り、スマート・ミックスという考え方そのものの内容や意義については、十分に説明されていない。そこで、指導原則を取りまとめたジョン・ラギーの考え方や、彼が批判した「多国籍企業その他のビジネス活動の人権に関する規範」をめぐる論争を振り返ることで、この議論の背景を確認したい。

「スマート・ミックス」の理論的背景

ジョン・ラギーは、指導原則の経緯と意義を『正しいビジネス～世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』という著書にまとめている。そこでは、指導原則の全体的なデザインが、国際関係論の「多中心型ガバナンス論」に影響を受けていると説明している。この理論の提唱者であるアボットとスナイダルによれば、グローバルな課題に対処するために、公共・市民・企業の 3 つのセクターが協働して提供する多彩なガバナンス・システムが考えられ、それを全体として一貫性のあるガバナンスが行えるようにデザインされたシステムを、多中心型ガバナンスという。

この理論によれば、さまざまなアクターが協働する多中心型ガバナンスの一貫性や整合性を確保するためには、何らかの「中心性（focality）」が必要であるとされる。ラギーは、これまで（指導原則以前に）ビジネスと人権に関する取り組みがうまくいかなかった一つの理由として、「関係当事者の期待や行動を結集できる、権威あるフォーカルポイントを欠いていること（傍点筆者）」を挙げる。そして、まさに指導原則こそがその中心性（ラギーの言葉では、「共通のプラットフォーム」）を提供すると主張する。そして、そうした中心性が「関係当事者の期待や行動を結集」するためには、一定の権威が必要であり、ラギーが、マルチステークホルダーとの対話を重ね、国連人権理事会によって指導原則が支持（endorse）されることにこだわったのは、そうした権威を獲得するためであったと考えられる。

なぜ、多中心型ガバナンスが選好されるのか。それは、それが「ガバナンス・ギャップ」を埋めるのに最も適したシステムだからである。ガバナンス・ギャップとは、「経済的な力とその行為者が及ぼしている範囲や影響と、それがもたらす有害な結果を管理する社会の能力との間」にある「隙間（gap）」とされる。ラギーは、国家の能力と役割を重視しつつも、グローバル経済の深化による国家の限界も認識している。だが

からこそ、国家による法的・公共的な取り組みに加えて、企業や市民社会の自発的な取り組みを、それぞれの社会的役割や機能を踏まえた上で、総動員しようとするのである。彼は次のように言う。「重要な進歩を達成するためには、強制的か自発的かという二分論を超えて進むこと、そして、…賢明に組み合わせられた補強し合う政策手段（a smart mix of reinforcing policy measures）を考案することが必要となるだろう」。この考え方は、ラギーの任務を引き継いだ国連ビジネスと人権ワーキング・グループでも明確に支持されている。

グローバルな対話と闘争のダイナミズム

それでは、ジュネーブ・フォーラムで見られた強制措置への強い期待は何を意味しているのだろうか。前提として、指導原則は「権威ある中心性」を獲得しており、現時点で指導原則自体を否定する者は見当たらない。しかし、それは指導原則が絶対不変の原則であることを意味しない。国、企業、市民団体などのアクターはそれぞれ異なるアジェンダや戦略を持っており、各々が自身のアジェンダを少しでも前に進めるために、ジュネーブ・フォーラムのような場が活用される。そして、それぞれの立場から指導原則を「補完」したり、再解釈したりといった政治的な綱引きが展開される。そこにグローバルで多層的なダイナミズムが生まれるのである。こうした国際フォーラムに対面で参加する意義の一つは、そうしたダイナミズムを直接感じられることにある。

「多国籍企業その他のビジネス活動の人権に関する規範」をめぐる人権 NGO の不満

スマート・ミックスに関する文脈では、1990 年代後半に起こった「多国籍企業その他のビジネス活動の人権に関する規範」（以下、規範）をめぐる論争を振り返る必要がある。これは、その影響力が及ぶ範囲において、国家と同様の法的な人権義務を企業に課そうとする試みであり、多くの人権 NGO が強く支持していたものである。ビジネスと人権の主要な課題は、端的に言えば、多国籍企業の子会社や取引先が受入国（主に途上国）で行った人権侵害行為について、本国にある親会社やブランド会社の責任を問い、被害者を救済することである。そのためには、多国籍企業に対しても国際人権法を直接適用し、人権尊重を「強制」する必要があると考えられた。当然のことながら、「自発的」な取り組みを主張する企業側からは強い反発があり、両陣営の間に深い軋轢が生じることとなった。

2005 年にラギーがビジネスと人権に関する国連事務総長特別代表に就任したのは、そうした時期であった。そして、ラギーのアプローチは、どちらかといえば「企業寄り」であったと思われる。彼は「規範」を徹底的に論破することが、「自らの任務を＜規範＞が投げかける影から自由にする唯一の方法」だったと語っている。ラギーは、国際犯罪などは例外として、企業は国際人権法上の直接的な「義務」は課されず、社会的な人権「責任」のみを負うとした。指導原則では、人権デュー・ディリジェンスやグリーンバンス・メカニズムといった新しい概念を導入し、企業が取り組むべき自発的な措置を具体化したものの、域外適用論や被害者の実質的な救済の面では大きな進展は見られなかった。ラギーが目指す「権威ある中心性」を獲得するためには（とりわけ企業を引き込むためには）、こうした妥協は不可避であり、そもそもラギーに立法権があったわけでもない。人権団体も最終的に反対することはなかったが、不満が残る結果となった。

夢よ、再び～法制化・義務化の動き

こうした背景を踏まえれば、多くの国際人権団体が、ジュネーブ・フォーラムで強制的措置の必要性をやや過剰ともいえるほど強調した理由も理解できるのではないかと。人権 NGO の観点からすれば、今回のジュネーブ・フォーラムは、改めて企業による自発的な取り組みを批判すると同時に、ビジネスと人権関連の法制化、義務化の動きや言説を加速し、推進するための貴重な場であった。

実際、「規範」をめぐる議論が行われていた 30 年前と今とは、状況も大きく異なっている。国連人権理事会は、2014 年、多国籍企業およびその他の企業の活動を規制する法的拘束力を持つ国際文書の作成に着

手した。国レベルでは、2015 年の英国現代奴隷法を嚆矢に、2017 年フランス企業注意義務法、2019 年のドイツ SCDD 法などが制定されている。そして、今回のジュネーブ・フォーラムで何より注目されたのは、EU の企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）であった。

一度、指導原則を挟んだことで、企業の態度にも変化が見られる。多くの新しい法制は指導原則前後から企業がすでに実施している人権デュー・ディリジェンスを法的に義務化するものであり、企業にとってのハードルが比較的低い。更に、企業にとっても重大関心事項であるレベル・プレイングフィールド（公正な競争環境）を確保するために、法制化は重要な役割を演じると考えられている。

日本へのインプリケーション

最後に、今回のジュネーブ・フォーラムを踏まえて、日本へのインプリケーションを考えてみたい。まず、「スマート・ミックス」の成り立ちや、昨今の法制化の不均等な発展などを考えれば、コンテキスト（どの国のことか、誰がどの立場で発言するか、など）を無視して、自発的取り組みや強制的措置の重要性を説くことはあまり意味がないと思われる。一般論としては、あくまで両方が重要ということになるだろう。しかし、現在の日本というコンテキストにおいては、人権デュー・ディリジェンスの法制化・義務化はもちろん、国内人権機関も設置されておらず、欧米諸国と比べて圧倒的に人権の「強制」要素が少ないことは間違いない。そうした状況を踏まえれば、日本ではもっと強制的措置の必要性が主張されてしかるべきであると考え

（以上）

【参考文献】

- ジョン・ジェラルド・ラギー（東澤靖訳）『正しいビジネス～世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』（岩波書店、2014 年）
- 西谷真規子、山田高敬編著『新時代のグローバル・ガバナンス論～制度・過程・行為主体』（ミネルヴァ書房、2021 年）

- ・ JaCER Briefing は、救済アクセスに関連した責任ある企業行動の内外の動向や、JaCER が実施している調査研究の成果などについて、ビジネス関係者や政策立案者が迅速に理解し判断ができるように、背景情報、重要な事実やポイント、分析、推奨事項などを簡潔にまとめたものです。
- ・ 本報告の内容や意見は執筆者個人に属し、ビジネスと人権対話救済機構の公式見解を示すものではありません。
- ・ 本ペーパーの著作権は著者に帰属します。許可なく複製、転載、配布することを禁止します。



JaCER

一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構

